「議会のあり方」検討協議会 第1部会勉強会(11月21日開催)概要

- 1 日 時 平成24年11月21日(水)15時00分から17時20分
- 2 会 場 議会棟 2階 全員協議会室
- 3 出席者 (講 師)法政大学法学部 教授(法学部長)廣瀬 克哉 氏 (委 員)米持部会長、福谷副部会長、

松坂委員、山浦委員、近藤委員、中村委員、岡田委員
小川委員長、奥井副委員長

(事務局) 事務局長 他14人

4 傍聴者 (議 員) 25 人 (一般傍聴者) 3 人

5 主な内容

(1)「これまで行ってきた協議の検証及び結論を導く理論構築の検討」

○議員報酬について

最初に、これまでの協議経過等に対する講師の見解を伺った。

講師から、三重県議会における議員報酬等の検討事例を紹介し、それと比較しても議員活動の検証方法などにおいて近いものがあり、信頼性があると言えること、そして今後、議員報酬を検討していく上で、役務の対価であるという考え方と、現実論として類似市と比較して住民理解が得られるかの両面から検討していく必要があるとの見解が示された。

質疑応答の後、部会長より、「千葉市議会議員の活動」モデルの資料は、一定の信頼性があるとの評価を得たこと、しかし、類似市の状況等を考慮せずに報酬を決定することは、市民理解が得られないと指摘を受けたことが確認された。

今後、これらを基に、報告書の作成に向け協議を継続することとした。 ○議員定数について

講師の見解は、政令市の権限の中で、いくつの常任委員会で審議を分担するのか、また、それぞれの委員会には何人属すればいいのかを検討する必要があり、少なくとも1委員会に8~9名は必要であり、選挙区間での格差是正のため、少なくとも4年に1度は見直しが必要などの見解が示された。

質疑応答の後、講師の見解等を参考に協議を進めて行くこととした。

(2)「地方自治法の改正について」

○政務活動費について

地方自治法の改正に伴い、3月までに条例を制定する必要があるが、当面は、 現状の政務調査費の条例と同じ内容で定めておき、その後1年程度かけて、 再度見直していく手法が現実的ではないかなど、講師の見解が示された。

○通年議会について

通年議会による議員報酬への反映は、当面は現状のままとし、その後通年 議会により議員活動がどのように変化したか考慮し、報酬を検討するべきな どの見解が示された。